

福岡市公報

令和6年7月1日 第7065号

発行所

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

目次	ページ
規 則	
○福岡市保健所運営協議会条例施行規則等の一部改正 (第105号).....	2
○福岡市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部改正 (第106号).....	4
○福岡市医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部改正 (第107号).....	5
告 示	
○地縁による団体の区域及び規約に定められた解散の事由の変更 (第171号).....	6
○通行する車両の総重量の最高限度が最大25トンである道路の指定 (第172号).....	7
○土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定 (第173号).....	8
公 告	
○福岡広域都市計画市街地再開発事業の決定案 (第201号).....	9
○福岡広域都市計画市街地再開発事業の決定案 (第202号).....	9
○福岡広域都市計画道路の変更案 (第203号).....	10
○福岡広域都市計画都市高速鉄道の変更案 (第204号).....	10
○福岡広域都市計画都市高速鉄道の変更案 (第205号).....	11
○福岡広域都市計画地区計画の変更案 (第206号).....	11
○開発行為に関する工事の完了 (第207号).....	11
○開発行為に関する工事の完了 (第208号).....	12
○事業計画のある道路の指定 (第209号).....	12
交 通 局	
○一般競争入札の実施 (公告第12号).....	16

規 則

福岡市保健所運営協議会条例施行規則等の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和6年7月1日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市規則第105号

福岡市保健所運営協議会条例施行規則等の一部を改正する規則

(福岡市保健所運営協議会条例施行規則の一部改正)

第1条 福岡市保健所運営協議会条例施行規則(昭和32年福岡市規則第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項ただし書を削る。

第3条中第1項を削り、第2項を第1項とする。

(福岡市立保健所使用料及び手数料条例施行規則の一部改正)

第2条 福岡市立保健所使用料及び手数料条例施行規則(昭和41年福岡市規則第25号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

福岡市保健所及び保健センター使用料及び手数料条例施行規則

第1条中「福岡市立保健所使用料及び手数料条例」を「福岡市保健所及び保健センター使用料及び手数料条例」に改める。

第3条中「(様式第1号)」を削り、同条の次に次の1条を加える。

(申請書等の様式)

第4条 この規則の規定による申請に関し作成する申請書の様式については、市長が別に定める。

別記様式第1号を削る。

(福岡市食品衛生規則の一部改正)

第3条 福岡市食品衛生規則(平成12年福岡市規則第79号)の一部を次のように改正する。

第2条中「その営業所所在地を管轄する」及び「(以下「保健所長」という。)」を削る。

第5条を削り、第6条を第5条とする。

(福岡市食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部改正)

第4条 福岡市食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則(平成3年福岡市規則第86号)の一部を次のように改正する。

第2条中「食鳥処理場の所在地を管轄する」及び「(以下「保健所長」という。)」を削る。

(福岡市健康増進法施行細則の一部改正)

第5条 福岡市健康増進法施行細則(平成15年福岡市規則第100号)の一部を次のように改正する。

第3条中「その特定給食施設の所在地を所管する」及び「(以下「所管保健所長」という。)」を削る。

第4条、第5条及び第9条中「所管保健所長」を「保健所長」に改める。

(福岡市旅館業法施行細則の一部改正)

第6条 福岡市旅館業法施行細則(昭和47年福岡市規則第72号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「営業施設の所在地を管轄する」及び「(以下「保健所長」という。)」を削る。

(福岡市興行場法施行細則の一部改正)

第7条 福岡市興行場法施行細則(昭和59年福岡市規則第98号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「興行場の所在地を管轄する」及び「(以下「保健所長」という。)」を削る。

(福岡市公衆浴場法施行細則の一部改正)

第8条 福岡市公衆浴場法施行細則(昭和47年福岡市規則第84号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「公衆浴場の所在地を管轄する」及び「(以下「保健所長」という。)」を削る。

(福岡市理容師法施行細則の一部改正)

第9条 福岡市理容師法施行細則(昭和34年福岡市規則第53号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「理容所の所在地を管轄する」及び「(第8条を除き、以下「保健所長」という。)」を削る。

第7条を削る。

第8条第1項中「、当該業を行おうとする場所の所在地を管轄する」を削り、同条第2項第3号中「前項に規定する」を削り、同条第3項中「第1項に規定する」を削り、「同項」を「第1項」に改め、同条を第7条とし、第9条を第8条とし、第10条を第9条とする。

(福岡市美容師法施行細則の一部改正)

第10条 福岡市美容師法施行細則(昭和34年福岡市規則第52号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「美容所の所在地を管轄する」及び「(第8条を除き、以下「保健所長」という。)」を削る。

第7条を削る。

第8条第1項中「、当該業を行おうとする場所の所在地を管轄する」を削り、同条第2項第3号中「前項に規定する」を削り、同条第3項中「第1項に規定する」を削り、「同項」を「第1項」に改め、同条を第7条とし、第9条を第8条とし、第10条を第9条とする。

(福岡市クリーニング業法施行細則の一部改正)

第11条 福岡市クリーニング業法施行細則(昭和40年福岡市規則第2号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項及び第2項第4号中「クリーニング所の所在地を管轄する」を削り、同条第3項及び第4項第4号中「営業区域を管轄する」を削る。

第4条第1項中「クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の営業区域を管轄する」及び「(以下この条、次条及び第5条の2において「保健所長」という。)」を削る。

第5条中「クリーニング所の所在地を管轄する」を削る。

第10条を削り、第11条を第10条とする。

(福岡市専用水道及び簡易専用水道に関する規則の一部改正)

第12条 福岡市専用水道及び簡易専用水道に関する規則(平成12年福岡市規則第115号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項及び第2項第3号、第6条第1項、第6条の2第2項第4号及び第3項並びに第7条中「専用水道の所在地を管轄する」を削る。

第8条第1項から第3項までの規定中「簡易専用水道の所在地を管轄する」を削る。

第9条第1項中「専用水道又は簡易専用水道の所在地を管轄する」を削り、同条第2項中「専用水道の所在地を管轄する」を削る。

第10条第1項及び第2項並びに第11条中「専用水道又は簡易専用水道の所在地を管轄する」を削る。

附則第3項第3号及び第4項中「その新規専用水道の所在地を管轄する」を削る。

(福岡市毒物及び劇物取締法施行細則の一部改正)

第13条 福岡市毒物及び劇物取締法施行細則(平成12年福岡市規則第87号)の一部を次のように改正する。

第2条中「次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる施設の所在地を所管する」を削り、同条各号を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和6年7月1日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市規則第106号

福岡市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則
福岡市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（平成8年福岡市規則第61号）の一部を次のように改正する。

第2条中「（様式第1号）」を削る。

第3条中「（様式第2号）」を削る。

第4条中「（様式第3号）」を削る。

第5条中「（様式第4号）」を削る。

第5条の2中「（様式第4号の2から様式第4号の4まで）」を削る。

第6条中「（様式第5号）」を削る。

第7条中「（様式第6号）」を削る。

第8条中「（様式第7号）」を削る。

第9条中「（様式第8号）」を削る。

第11条中「（様式第9号）」を削る。

第12条中「（様式第10号）」を削る。

第15条中「（様式第11号）」を削る。

第18条中「精神障害者保健福祉手帳交付（更新、等級変更）申請不承認通知書（様式第12号）」を「精神障害者保健福祉手帳交付申請不承認通知書」に改める。

第19条中「（様式第13号）」を削る。

第20条を第21条とし、第19条の次に次の1条を加える。

（申請書等の様式）

第20条 この規則の規定による申請、通知等に関し作成する申請書、通知書等の様式については、市長が別に定める。

別表備考第1項中「5月」を「6月」に改める。

別記様式第1号から様式第13号までを削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡市医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和6年7月1日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市規則第107号

福岡市医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

福岡市医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則（平成9年福岡市規則第66号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「（様式第1号）」及び「（薬局等の所在地を所管する保健所長をいう。以下同じ。）」を削り、同条第2項中「（様式第2号）」を削る。

第4条第1項中「（様式第3号）」を削り、同条第2項中「（様式第4号）」を削り、同条第3項中「（様式第5号）」を削る。

第5条中「様式第6号」を「別記様式」に改める。

第6条中「（様式第7号）」を削る。

第6条の次に次の1条を加える。

（申請書等の様式）

第7条 この規則の規定による申請、許可等に関し作成する申請書、許可証等の様式については、市長が別に定める。

別記様式第1号から様式第5号までを削り、別記様式第6号を別記様式とし、別記様式第7号を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

福岡市告示第171号

地方自治法第260条の2第11項の規定に基づき、同条第1項の認可を受けた地縁による団体から告示された事項について変更の届出があったので、同条第10項後段の規定により次のように告示する。

令和6年7月1日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

区 分	名 称	区 域	規約に定められた解散の事由
変更前		福岡市早良区野芥五丁目21番、23番から25番まで、31番4号から20号まで、32番から38番まで（37番14号を除く。）、40番（1号を除く。）及び41番4号から11号まで並びに野芥六丁目39番16号から22号まで及び28号から37号まで、40番から43番ま	地方自治法第260条の2第15項において準用する民法第68条第1項第3号及び第4号並

		で、45番1号から6号まで、46番から49番まで、50番6号、52番1号から7号まで、54番から55番15号まで（1号及び2号を除く。）、56番から57番まで、58番（18号を除く。）並びに59番1号から3号まで	びに第2項の規定により解散する。
変更後	西油山ハイ ツ町内会	福岡市早良区野芥五丁目21番、23番から25番まで、31番4号から20号まで、32番から38番まで（37番14号を除く。）及び40番（1号を除く。）並びに野芥六丁目39番18号、19号、21号、22号、23-1号から23-6号まで、24-1号から24-6号まで、25-1号から25-5号まで及び27号、40番から43番まで、45番1号から6号まで、46番から49番まで、50番6号、52番1号から7号まで、54番から55番15号まで（1号及び2号を除く。）、56番から57番まで、58番（18号を除く。）並びに59番1号から3号まで	地方自治法第260条の20第2号から第5号までの規定により解散する。

福岡市告示第172号

車両制限令第3条第1項第2号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を次のように指定するので、車両の通行の許可の手續等を定める省令第5条第1項の規定により公示する。

令和6年7月1日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 指定する道路の路線名及び区間

(1) 主要地方道

路線番号	路線名	区	間
------	-----	---	---

21	福岡直方線	東区箱崎三丁目2408番1地先から 同 原田一丁目1236番11地先まで
24	福岡東環状線	博多区立花寺一丁目874番6地先から 同 月隈五丁目518番1地先まで

(2) 市道

路線番号	路線名	区 間
東727	箱崎ふ頭727号線	東区箱崎ふ頭一丁目13番2地先から 同 箱崎ふ頭一丁目15番3地先まで
東8026	箱崎阿恵1号線	東区原田一丁目1201番5地先から 同 松田一丁目845番1地先まで
東8028	原田粕屋石橋線	東区松田二丁目557番2地先から 同 松田一丁目844番5地先まで
東8186	蒲田長者原線	東区蒲田一丁目1592番5地先から 同 蒲田一丁目1590番6地先まで
東9055	箱崎久原線	東区箱崎三丁目4087番1地先から 同 箱崎三丁目2376番1地先まで

2 指定する期日

令和6年7月1日

福岡市告示第173号

土壤汚染対策法第11条第1項の規定に基づき、形質変更時要届出区域（特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域をいう。）を指定するので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定により次のように公示する。

令和6年7月1日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 指定する区域

福岡市早良区西新二丁目221番3の一部

2 土壤汚染対策法施行規則第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類鉛及びその化合物

公 告

福岡市公告第201号

都市計画法第19条第1項の規定に基づき、都市計画の決定を行うので、同法第17条第1項の規定により次のように公告する。

なお、当該都市計画の決定案については、縦覧期間満了の日までに本市に意見書を提出することができる。

令和6年7月1日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 決定する都市計画の種類及び名称
福岡広域都市計画市街地再開発事業天神二丁目南ブロック駅前東街区第一種市街地再開発事業
- 2 都市計画を決定する土地の区域
福岡市中央区天神二丁目の一部
- 3 都市計画の決定案の縦覧場所
福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市役所（住宅都市局都市計画部都市計画課）
- 4 都市計画の決定案の縦覧期間
この公告の日から令和6年7月16日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

福岡市公告第202号

都市計画法第19条第1項の規定に基づき、都市計画の決定を行うので、同法第17条第1項の規定により次のように公告する。

なお、当該都市計画の決定案については、縦覧期間満了の日までに本市に意見書を提出することができる。

令和6年7月1日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 決定する都市計画の種類及び名称
福岡広域都市計画市街地再開発事業天神二丁目南ブロック駅前西街区第一種市街地再開発事業
- 2 都市計画を決定する土地の区域
福岡市中央区天神二丁目の一部
- 3 都市計画の決定案の縦覧場所
福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市役所（住宅都市局都市計画部都市計画課）

4 都市計画の決定案の縦覧期間

この公告の日から令和6年7月16日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

福岡市公告第203号

都市計画法第21条第1項の規定に基づき、都市計画の変更を行うので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のように公告する。

なお、当該都市計画の変更案については、縦覧期間満了の日までに本市に意見書を提出することができる。

令和6年7月1日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 変更する都市計画の種類及び名称

福岡広域都市計画道路8・7・1-23天神地下道16号線

2 都市計画を変更する土地の区域

福岡市中央区天神二丁目の一部

3 都市計画の変更案の縦覧場所

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所（住宅都市局都市計画部都市計画課）

4 都市計画の変更案の縦覧期間

この公告の日から令和6年7月16日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

福岡市公告第204号

都市計画法第21条第1項の規定に基づき、都市計画の変更を行うので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のように公告する。

なお、当該都市計画の変更案については、縦覧期間満了の日までに本市に意見書を提出することができる。

令和6年7月1日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 変更する都市計画の種類及び名称

福岡広域都市計画都市高速鉄道4号西日本鉄道天神大牟田線

2 都市計画を変更する土地の区域

福岡市中央区天神二丁目の一部

3 都市計画の変更案の縦覧場所

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所（住宅都市局都市計画部都市計画課）

4 都市計画の変更案の縦覧期間

この公告の日から令和6年7月16日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

福岡市公告第205号

都市計画法第21条第1項の規定に基づき、都市計画の変更を行うので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のように公告する。

なお、当該都市計画の変更案については、縦覧期間満了の日までに本市に意見書を提出することができる。

令和6年7月1日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 変更する都市計画の種類及び名称
福岡広域都市計画都市高速鉄道福岡都市高速鉄道1号線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
福岡市中央区天神二丁目の一部
- 3 都市計画の変更案の縦覧場所
福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市役所（住宅都市局都市計画部都市計画課）
- 4 都市計画の変更案の縦覧期間
この公告の日から令和6年7月16日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

福岡市公告第206号

都市計画法第21条第1項の規定に基づき、都市計画の変更を行うので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のように公告する。

なお、当該都市計画の変更案については、縦覧期間満了の日までに本市に意見書を提出することができる。

令和6年7月1日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 変更する都市計画の種類及び名称
福岡広域都市計画地区計画天神明治通り地区地区計画
- 2 都市計画を変更する土地の区域
福岡市中央区天神一丁目及び天神二丁目の各一部
- 3 都市計画の変更案の縦覧場所
福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市役所（住宅都市局都市計画部都市計画課）
- 4 都市計画の変更案の縦覧期間
この公告の日から令和6年7月16日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

福岡市公告第207号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法第36条第3項の規定に基づき公告する。

令和6年7月1日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 工事が完了した工区の名称

第I工区

2 第I工区に含まれる地域の名称

福岡市南区井尻四丁目997番5、997番6、997番8、1010番4、1010番16及び1010番17

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

高松市鍛冶屋町7番地12

穴吹興産株式会社

福岡市公告第208号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法第36条第3項の規定に基づき公告する。

令和6年7月1日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

福岡市南区若久三丁目405番1から405番10まで、406番2、406番3、407番2及び407番4

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福岡市中央区平尾二丁目17番11号

ディー・アンド・エイチ株式会社

福岡市公告第209号

建築基準法第42条第1項第4号の規定に基づき、事業計画のある道路を次のように指定したので、建築基準法施行規則第10条第1項の規定により公告する。

令和6年7月1日

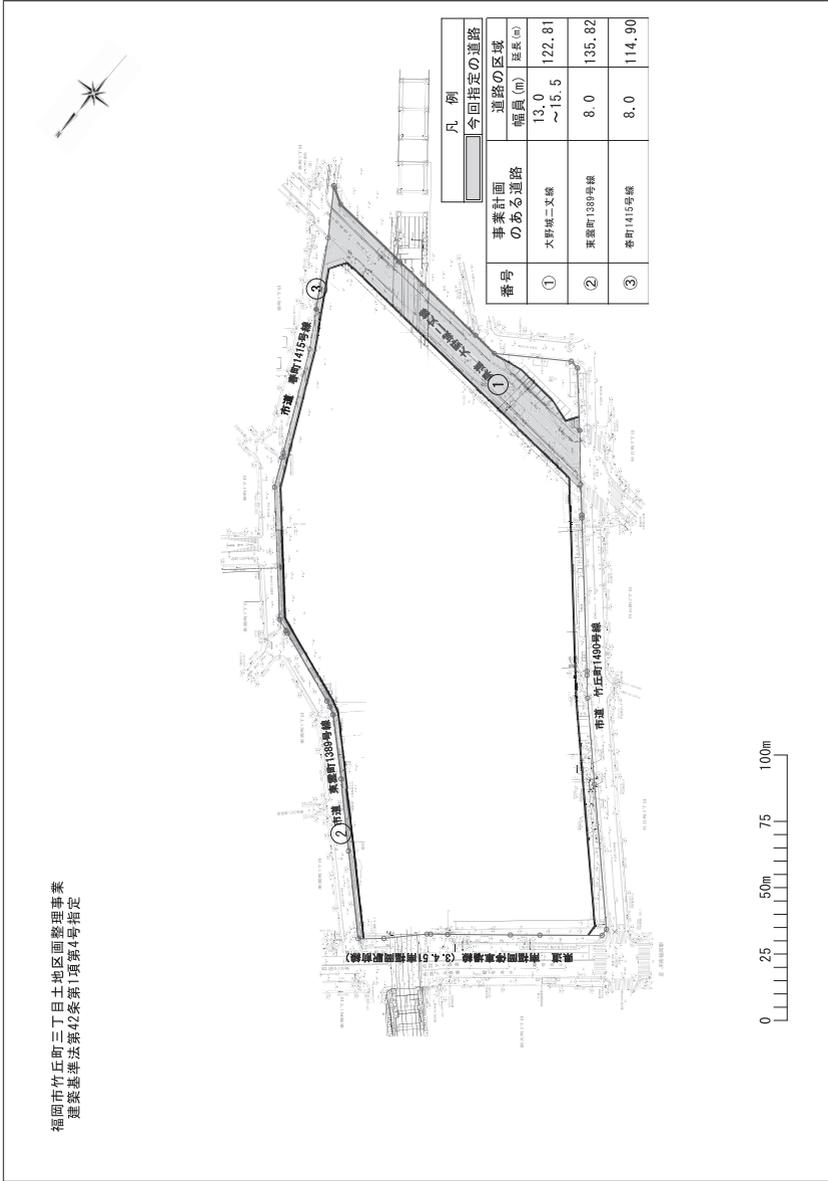
福岡市長 高 島 宗 一 郎

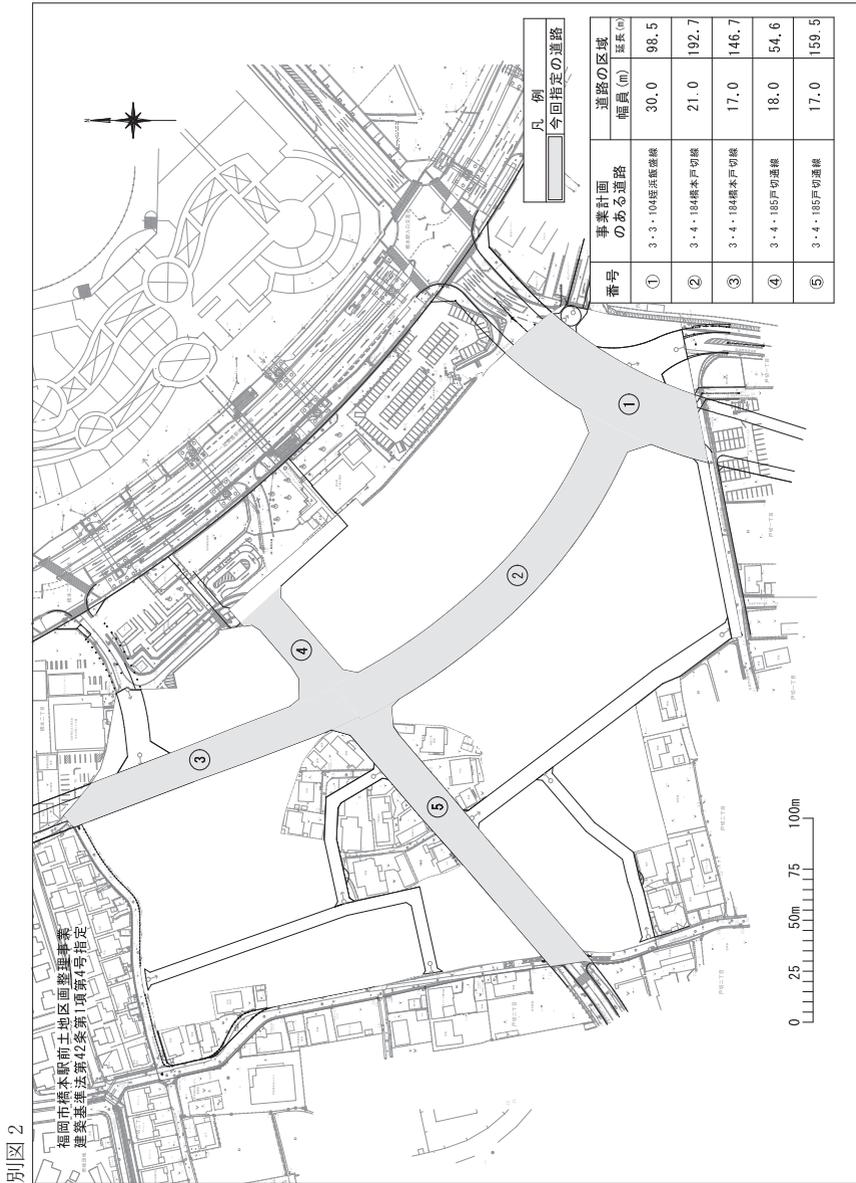
指定道路の種類	指定の年月日	位 置	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)

主要地方道福岡早良大野城市線	令和5年 6月19日	西区大字千里字向川原224 番1地先から 同 224 番1地先まで	21.00	14.50
一般国道495号	令和5年 8月28日	東区和白丘三丁目307番8 地先から 同 307番10 地先まで	24.60	16.00
一般県道猪野土井線	令和5年 8月28日	東区土井四丁目729番2地 先から 同 729番11地 先まで	23.60	16.00
福岡広域都市計画道路3・3・1-93号野間屋形原線	令和5年 12月13日	南区花畑三丁目344番1地 先から 同 344番1地 先まで	77.00	25.00
福岡広域都市計画道路3・6・1-95号老司片江線	令和5年 12月18日	南区花畑三丁目341番1地 先から 同 331番1地 先まで	78.05	22.00
福岡市竹丘町三丁目土地区画整理事業地内の道路	令和6年 1月15日	別図1のとおり		
一般国道3号	令和6年 1月31日	東区名島三丁目2072番7地 先から 同 2071番3地 先まで	38.00	36.00
福岡市橋本駅前土地区画整理事業地内の道路	令和6年 3月12日	別図2のとおり		

別図1

福岡市竹丘町三丁目地区画整理事業
建築基準法第42条第1項第4号指定





交 通 局

福岡市交通局公告第12号

地方自治法第234条第1項の規定に基づき、一般競争入札により調達契約を締結するので、地方自治法施行令第167条の6及び福岡市交通局契約事務規程第5条の規定により次のように公告する。

令和6年7月1日

福岡市交通事業管理者 小野田 勝 則

1 電子入札に付する事項

業 種	件 名	備 考
建築B又はC	天神駅東口利便施設区画・倉庫増設工事	

2 詳細は、入札説明書による。

3 入札説明書を次のとおり配布する。

(1) 方法

入札情報サービスシステムにより配布する。

URL https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku-info/keiyaku_hp/contract_index.html

(2) 期間

この公告の日から令和6年7月8日まで（日曜日及び土曜日を除く。）

(3) 時間

午前6時から午後10時まで